

2021年追補版

昇降機  
遊戯施設

# 定期検査業務基準書

2017年版

編集・発行 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター  
編集協力 国土交通省住宅局建築指導課

## 追補版発行の趣旨

令和3年4月1日付けの国土交通省事務連絡において、エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項が発出されました。

具体的には、平成20年国土交通省告示第283号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」別表第五の五に掲げるエスカレーターの安全対策のうち、次に掲げる検査項目に関して、当該エスカレーターの設置状況等により直ちに要正部を是正することが困難な場合は、当面の措置として、人又は物の挟まれ、衝突又は転落の危険性について注意を促す掲示その他の挟まれ等を防止するための対策を講ずることが考えられ、併せて、当該対策が講じられている場合には、告示別記第五号の検査結果表中の「特記事項」に当該対策について記載することを求めています。

- ・ 5(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵  
ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間、外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間、ハンドレールから仕切板までの距離
- ・ 5(4) 踏段上直部の障害物  
障害物の状況

本追補版は、この事務連絡を受け、「当面の措置」の具体例や「特記事項」の記載例を周知し、定期検査報告制度の円滑な運用に資することを目的として発行するものです。

令和3年4月14日

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

## 目 次

- ・ 5(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵  
    ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間……………1
- ・ 5(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵  
    外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間……………4
- ・ 5(4) 踏段上直部の障害物  
    障害物の状況……………7

5(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵、5(4)踏段上直部の障害物を以下に差し替える。

5(2) 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵

(ろ)検査事項	5安全対策(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間					
(は)検査方法	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。					
(に)判定基準	ハンドレールの外縁と転落防止柵若しくは誘導柵とのすき間が140mm未満であること又は200mmを超えていること。					
参照解説	エスカレーター (Es)	動く歩道パレット方式		動く歩道ベルト方式		既存不適格
		傾斜(Ps)	水平(Ph)	傾斜(Bs)	水平(Bh)	
	△	△	△	△	△	

○検査対象の解説

ハンドレールの外縁若しくは先端から500mm以内の範囲に転落防止柵又は誘導柵が設置されている場合は対象となります。

○検査方法の解説

図5、図6を参照し、ハンドレール外縁と転落防止柵との隙間(a)、ハンドレール外縁と誘導柵との隙間(d)を目視により確認又は測定してください。

○判定基準の解説

図5、図6を参照し、ハンドレール外縁と転落防止柵との隙間(a)、ハンドレール外縁と誘導柵との隙間(d)を目視により確認又は測定し、適合しない場合は要是正としてください。

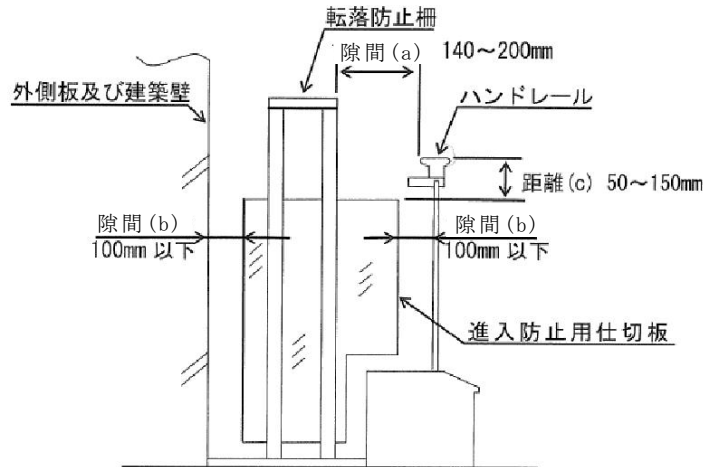


図5 転落防止柵・進入防止用仕切板の隙間(a)・(b)、距離(c)

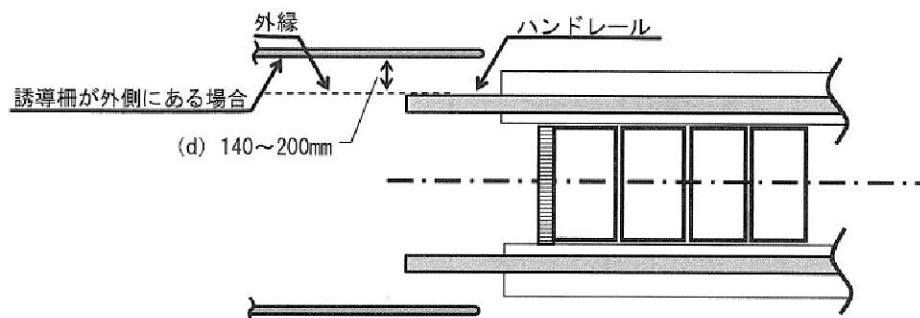


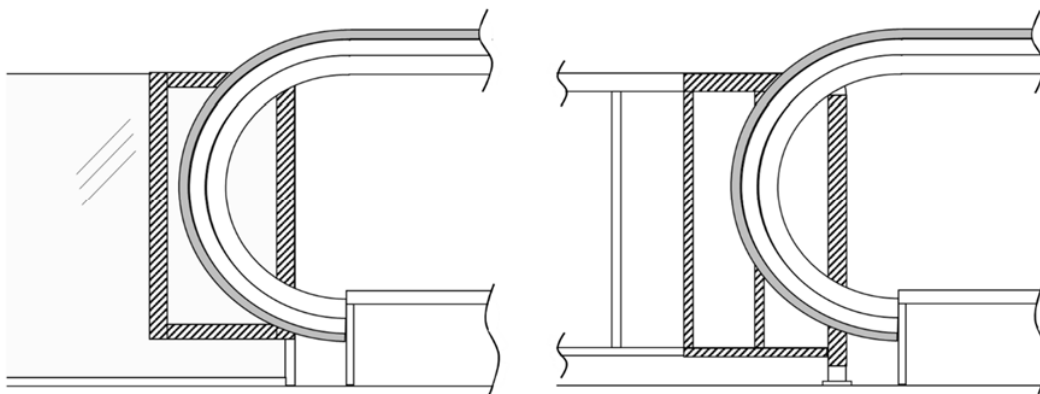
図6 誘導柵の隙間(d)

なお、直ちに要是正部を是正することが困難な場合は、当面の措置として以下の措置例を参考に対策を講じることが考えられます。

また、対策が講じられている場合には、適切に措置されていることを確認の上、別記第五号の検査結果表中「特記事項」に次頁の記載例を参考に記載してください。

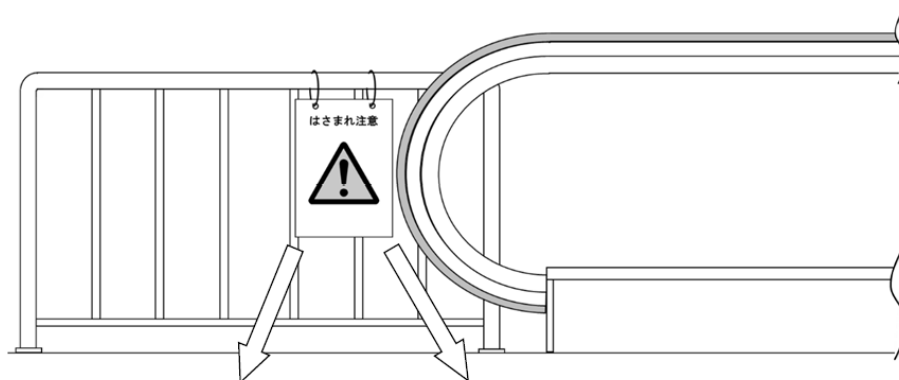
**【措置例1：ハンドレールと誘導柵のすき間】**

140mm 未満又は200mm を超えている場合、対象となる誘導柵の当該箇所及びその周囲に警戒用テープを張り付け注意喚起する。



**【措置例2：ハンドレールと誘導柵のすき間】**

140mm 未満又は200mm を超えている場合、対象となる誘導柵の当該箇所及びその周囲に注意を促す張り紙を掲示する。張り紙等は容易に外れることのないように取り付ける。



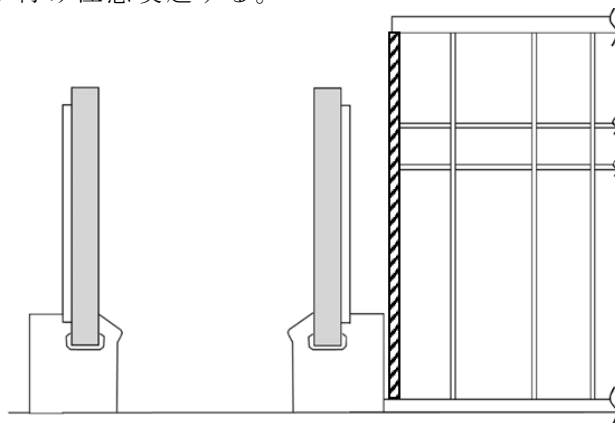
140mm 未満の場合



200mm を超える場合

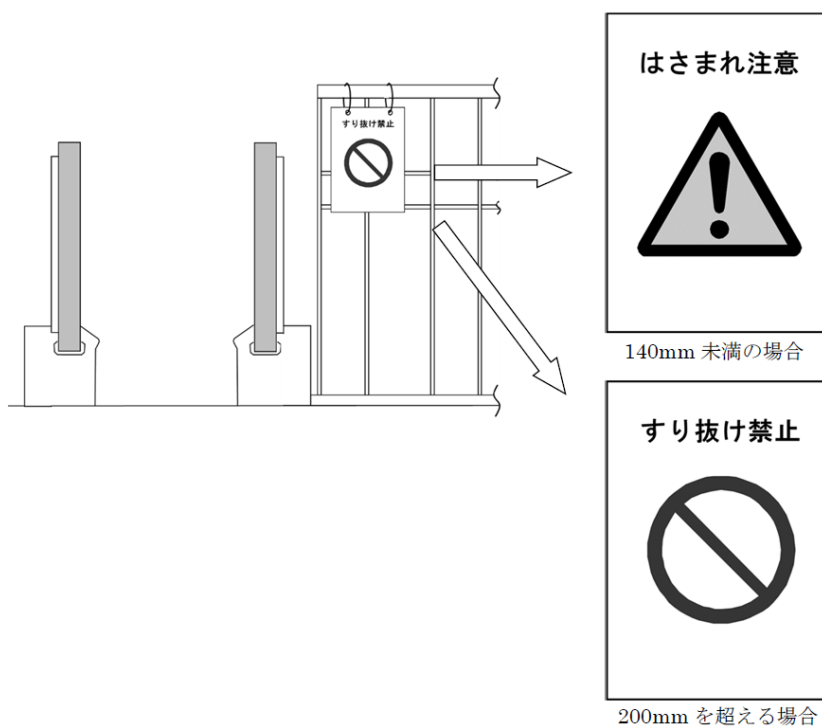
**【措置例3：ハンドレールと転落防止柵のすき間】**

140mm 未満又は200mm を超えている場合、対象となる転落防止柵の当該箇所ほぼ全域に警戒用テープを張り付け注意喚起する。



**【措置例4：ハンドレールと転落防止柵のすき間】**

140mm 未満又は200mm を超えている場合、対象となる転落防止柵の当該箇所に注意を促す張り紙を掲示する。張り紙等は容易に外れることの無いように取り付ける。



**【特記事項の記載例】**

当面の措置が講じられている場合には、適切に措置されていることを確認の上、別記第五号の検査結果表中「特記事項」に以下の例を参考に記載してください。

「番号」欄から「指摘の具体的内容等」欄までは要是正の指摘があった場合に記載し、「改善策の具体的内容等」欄及び「改善（予定）年月」欄は、「当面の措置」を実施した場合の記載となります。

また、「当面の措置」に係る「改善策の具体的内容等」欄及び「改善（予定）年月」欄は、毎年、検査時に状況を確認の上、記載してください。

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mm を超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すり抜け禁止」の張り紙を掲示した。	令和3年4月

(ろ)検査事項	5安全対策(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間					
(は)検査方法	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。					
(に)判定基準	外側板又は建物壁と進入防止用仕切板とのすき間が100mmを超えていること。					
参照解説	エスカレーター (Es)	動く歩道パレット方式		動く歩道ベルト方式		既存不適格
		傾斜(Ps)	水平(Ph)	傾斜(Bs)	水平(Bh)	
	△	△	△	△	△	

○検査対象の解説

ハンドレールの外縁若しくは先端から500mm以内の範囲に進入防止用仕切板が設置されている場合は、対象となります。

○検査方法の解説

図5を参照し、外側板又は建物壁と進入防止用仕切板との隙間(b)を目視により確認又は測定してください。

○判定基準の解説

図5を参照し、外側板又は建物壁と進入防止用仕切板との隙間(b)を目視により確認又は測定し、適合しない場合は是正としてください。

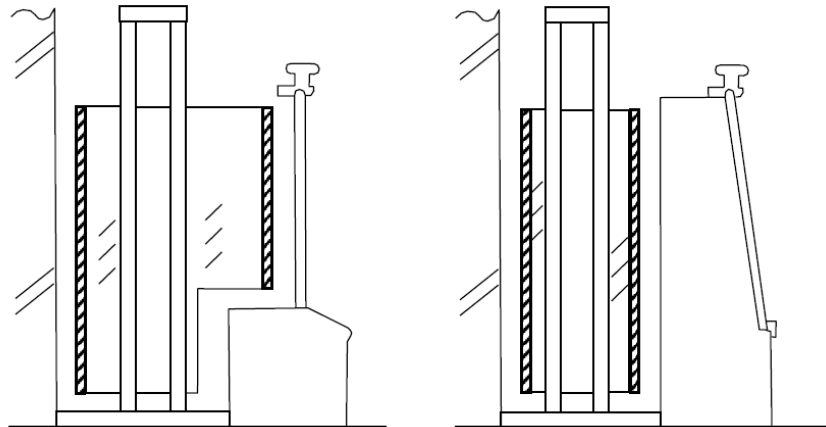
なお、直ちに是正部を是正することが困難な場合は、当面の措置として以下の措置例を参考に対策を講じることが考えられます。

また、対策が講じられている場合には、適切に措置されていることを確認の上、別記第五号の検査結果表中「特記事項」に3頁の記載例を参考に記載してください。

【措置例1：外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間】

100mmを超えている場合、対象となる進入防止用仕切板の当該箇所ほぼ全域に警戒用テープを張り付け注意喚起する。

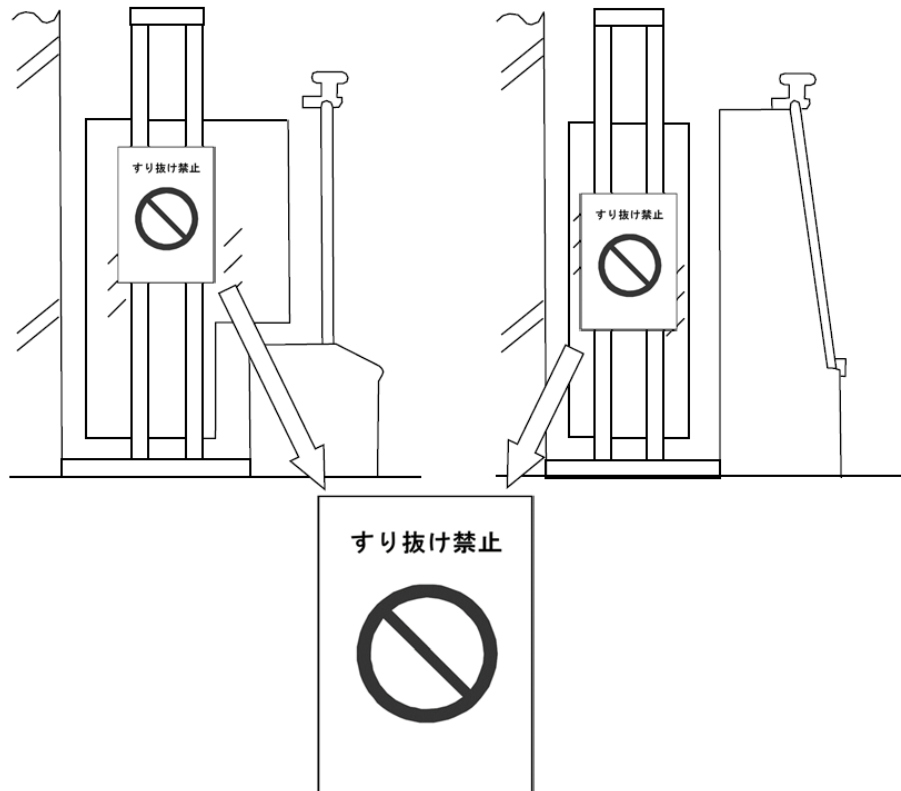
※建築壁はハンドレール外縁から500mm以内のものが対象。



【措置例2：外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間】

100mm を超えている場合、対象となる進入防止用仕切板の当該箇所に注意を促す張り紙を掲示する。張り紙等は容易に外れることのないように取り付ける。

※ 建築壁はハンドレール外縁から500mm 以内のものが対象



(ろ)検査事項	5安全対策(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 ハンドレールから仕切板までの距離					
(は)検査方法	ハンドレールの外縁若しくは先端から周囲500mm以内の範囲を目視により確認し又は測定する。					
(に)判定基準	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること又は150mmを超えていること。					
参照解説	エスカレーター (Es)	動く歩道パレット方式		動く歩道ベルト方式		既存不適格
		傾斜(Ps)	水平(Ph)	傾斜(Bs)	水平(Bh)	
	△	△	△	△	△	

○検査対象の解説

ハンドレールの外縁若しくは先端から500mm以内の範囲に進入防止用仕切板が設置されている場合は、対象となります。

○検査方法の解説

図5を参照し、ハンドレールから進入防止用仕切板までの距離(c)を目視により確認又は測定してください。

○判定基準の解説

図5を参照し、ハンドレールから進入防止用仕切板までの距離(c)を目視により確認又は測定し、適合しない場合は是正としてください。

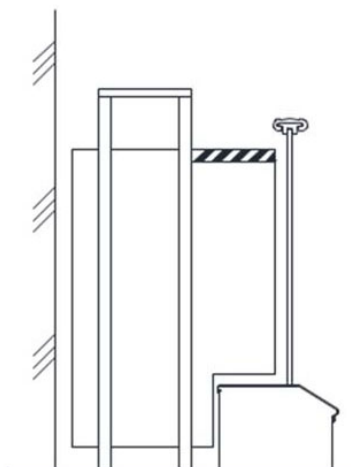
なお、直ちに是正部を是正することが困難な場合は、当面の措置として以下の措置例を参考に対策を講じることが考えられます。

また、対策が講じられている場合には、適切に措置されていることを確認の上、別記第五号の検査結果表中「特記事項」に3頁の記載例を参考に記載してください。



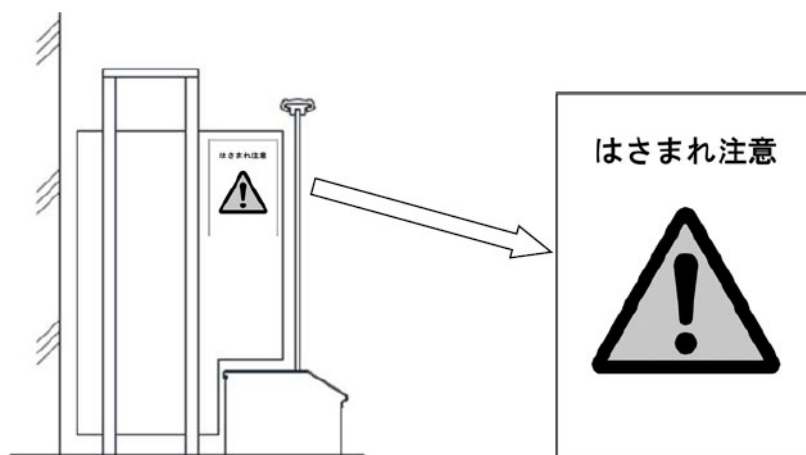
【措置例1：ハンドレールから仕切板までの距離】

50mm 未満又は150mm を超えている場合、対象となる仕切板の当該箇所に警戒用テープを張り付け、注意喚起する。

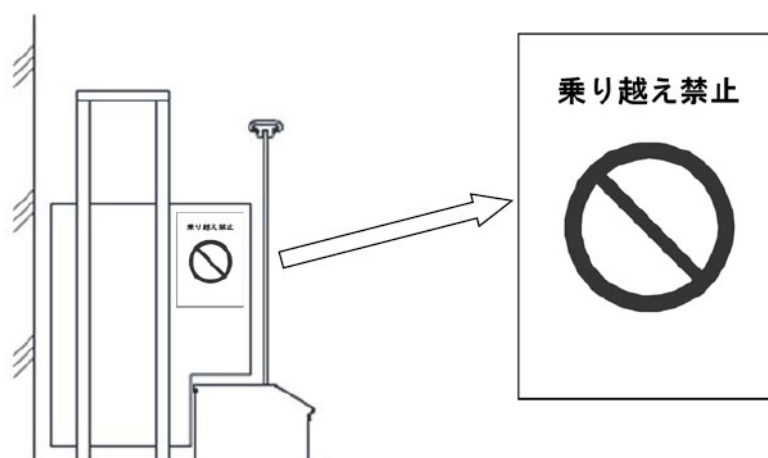


【措置例2：ハンドレールから仕切板までの距離】

50mm 未満又は150mm を超えている場合、対象となる仕切板の当該箇所に注意を促す張り紙を掲示する。張り紙等は容易に外れることのないように取り付ける。



ハンドレールから仕切り板までの距離が50mm未満の場合



ハンドレールから仕切り板までの距離が150mmを超える場合

#### 5 (4) 踏段上直部の障害物

(ろ)検査事項	5安全対策(4)踏段上直部の障害物 障害物の状況					
(は)検査方法	目視により確認し又は測定する。					
(に)判定基準	踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物があること。					
参照解説	エスカレーター (Es)	動く歩道パレット方式		動く歩道ベルト方式		既存不適格
		傾斜(Ps)	水平(Ph)	傾斜(Bs)	水平(Bh)	
	△	△	△	△	△	

##### ○検査対象の解説

車いす搬送用踏段を有する場合は、通常運転時（車いす搬送運転ではない）の直上部が対象となります。

##### ○検査方法の解説

エスカレーター踏段のノーズライン（踏段の先端線）及び動く歩道踏段面から直上の天井や梁などまでの距離を目視により確認し又は測定してください。

##### ○判定基準の解説

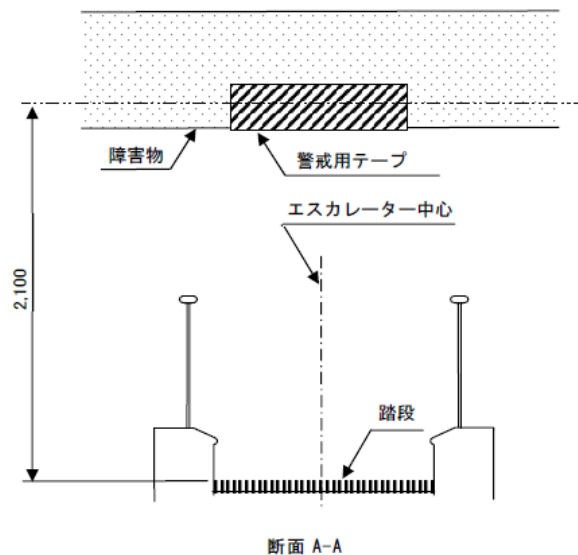
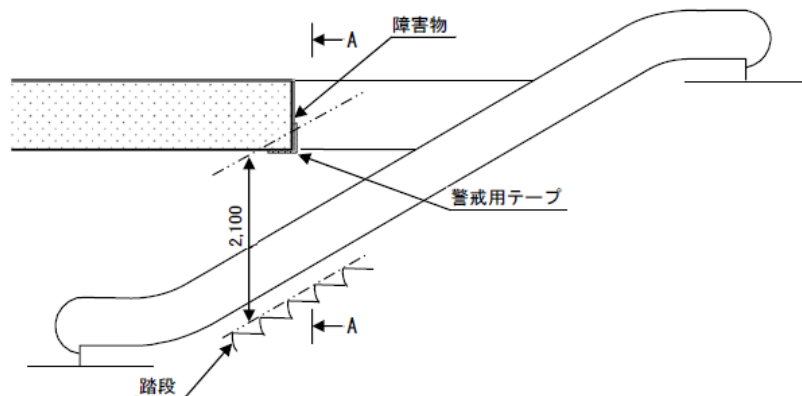
踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物がある場合は要是正としてください。

なお、直ちに要是正部を是正することが困難な場合は、当面の措置として以下の措置例を参考に対策を講じることが考えられます。

また、対策が講じられている場合には、適切に措置されていることを確認の上、別記第五号の検査結果表中「特記事項」に3頁の記載例を参考に記載してください。

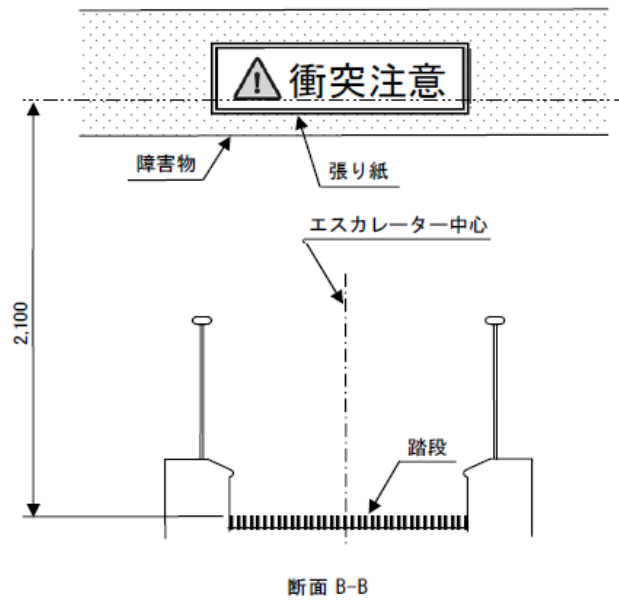
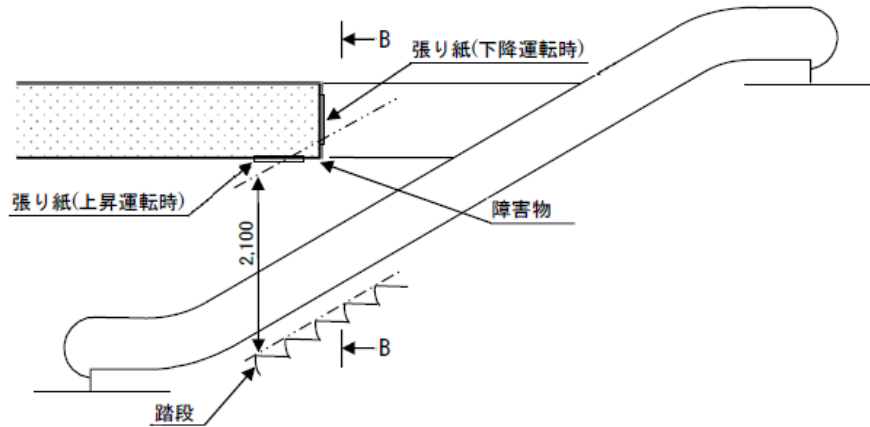
##### 【措置例1：障害物の状況】

踏段から鉛直距離2,100mm 以内に障害物がある場合、対象となる障害物の当該箇所に警戒用テープを張り付け注意喚起する。



【措置例2：障害物の状況】

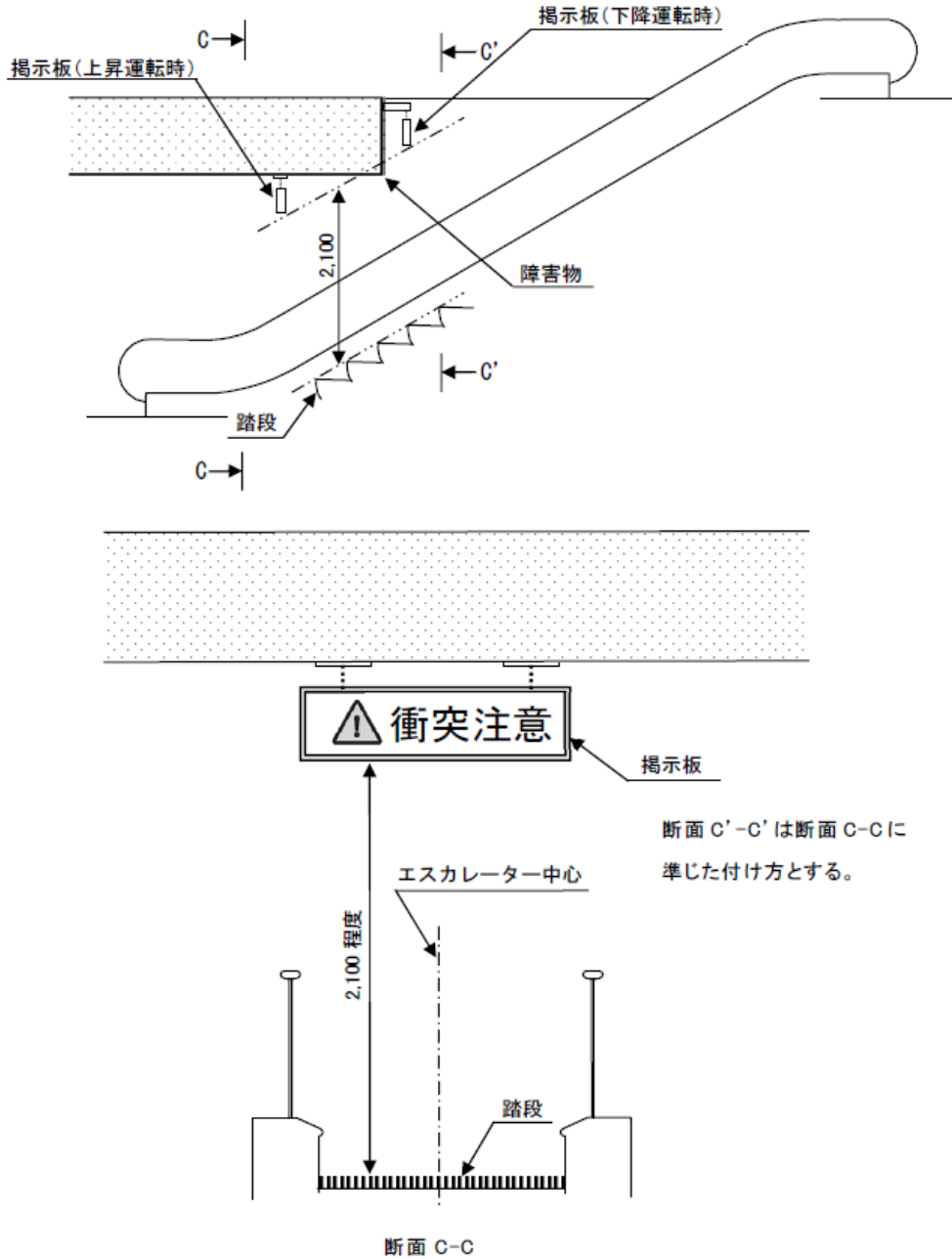
踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物がある場合、対象となる障害物の当該箇所に注意を促す張り紙を掲示する。張り紙等は容易に外れることのないように取り付ける。



【措置例3：障害物の状況】

踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物がある場合、対象となる障害物の当該箇所の前方に、注意喚起を促す掲示板を吊り下げる。

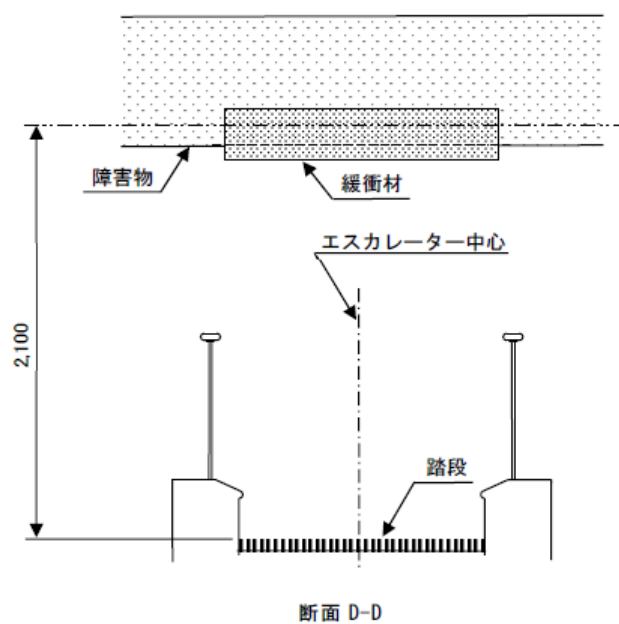
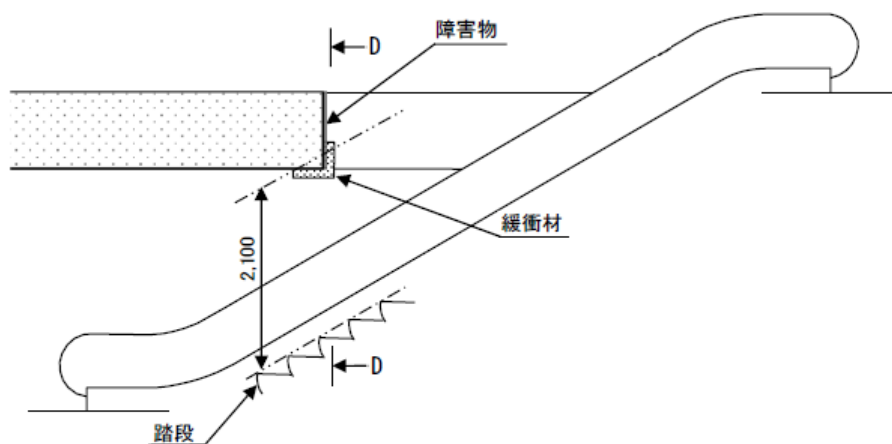
掲示板の材質は紙等（段ボール紙、発泡スチロール等）とし、衝突しても衝撃の少ないものとする。また、掲示板下端の高さは踏段から2,100mm程度とする。掲示板は容易に外れることのないように取り付ける。



【措置例4：障害物の状況】

踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物がある場合、衝突時の衝撃を緩和するため、対象となる障害物の当該箇所に緩衝材を設置する。緩衝材は容易に外れることのないように取り付ける。

また、緩衝材は踏段幅より広い範囲に設置する。





追補版発行：令和3年4月14日

---

昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017年版（2021年追補版）

編集・発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

編集協力：国土交通省住宅局建築指導課

東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル  
〒105-0003 電話(03)3591-2427

---

©一般財団法人日本建築設備・昇降機センター / 一般社団法人日本エレベーター協会 /  
一般社団法人日本アミューズメントマシン協会